



須坂市

2023年4月版

障がいのある方の

福祉のしおり

共に支え合い
みんながいきいきと
暮らせる社会をめざして



須坂市「花と緑のまちづくり事業」のマスコットキャラクター
かなちゃん

須坂市役所 福祉課 本庁舎1階（窓口8番）
TEL 026-248-9003（課専用）
FAX 026-248-7208

【はじめに】

このしおりは、障がいのある方の生活を支援するための主な各種福祉施策の内容をまとめたものです。各制度の詳細は窓口でお確かめください。

【申請にあたって】

記載の内容については変更等がある場合がありますので、申請の前に各担当窓口までお問い合わせください。

【該当する障がいの程度】

特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金、障害厚生年金及び特別障害者手当等の対象となる障がいの程度は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に記載されている等級とは異なります。本しおり内の「該当する障がい程度」は目安を表したものですのでご注意ください。

記載例		身体障がい						○ 該当	
等級	障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級	△	一部該当
	視覚	○	○						
	聴覚		△						
	上肢		△	△					

視覚障がい者のうち、1級及び2級の方が該当することを示しています。

聴覚障がい者のうち、2級の一部の方が該当することを示しています。

上肢障がい者のうち、2級の一部及び3級の一部の方が該当することを示しています。

目次

手帳

- P1 身体障害者手帳
- P1 療育手帳
- P1 精神障害者保健福祉手帳

医療

- P2 福祉医療
- P2 更生医療・育成医療
- P2 自立支援医療（精神通院）
- P3 後期高齢者医療制度

年金・共済

- P4 障害年金
- P4 特別障害給付金
- P5 心身障害者扶養共済
- P5 心身障害者扶養共済掛金

手当

- P6 人工透析患者等見舞金
- P6 特定疾患等患者見舞金
- P6 重度精神障害者福祉金
- P7 特別児童扶養手当
- P7 児童扶養手当
- P8 重度心身障害児福祉金
- P8 障害児福祉手当
- P9 特別障害者手当

税金

- P10 所得税
- P10 市・県民税
- P10 相続税
- P11 贈与税
- P11 個人事業税

自動車

- P12 自動車税・軽自動車税
(種別割)(環境性能割)
- P13 有料道路通行料金
- P13 駐車禁止除外標章
- P14 障がい者等用駐車場利用証
- P15 福祉車両購入
- P15 自動車運転免許
- P15 自動車改造

交通

- P16 鉄道運賃
- P17 バス運賃
- P17 航空旅客運賃
- P18 タクシー運賃
- P18 タクシー券

介護・介助

- P19 障害福祉サービス
- P20 心身障がい児（者）タイムケア
- P20 訪問入浴
- P20 在宅福祉介護慰労金

用具・用品

- P21 日常生活用具
- P25 その他の日常生活用具
- P25 おむつ購入利用券
- P26 補装具
- P26 軽度・中等度難聴児補聴器
- P26 緊急用FAXの登録

日常生活

- P27 住宅改修
- P27 理容・美容券
- P27 手話通訳・要約筆記
- P27 声の広報
- P27 テープ・CD図書
- P28 身体障害者補助犬
- P28 身体障害者補助犬飼育費
- P28 携帯電話
- P28 はがき
- P29 Goolight放送利用料
- P29 NHK放送受信料
- P30 施設観覧料
- P30 郵便等による不在者投票

その他

新・地域見守り安心ネットワーク